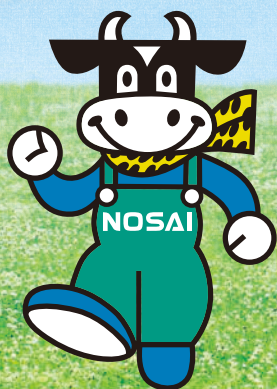


家畜共済

疾病傷害共済



農業共済組合
茨城県農業共済組合連合会

疾病傷害共済

飼養家畜が疾病や傷害により獣医師の診療を受けた際に、その診療費が補償されます。
家畜の区分ごとに飼養する家畜全頭が加入対象です。

家畜の区分について

家畜区分	含まれる牛	
乳 用 牛	搾乳牛、育成乳牛	ホルスタイン種雌、等
肉 用 牛	繁殖用雌牛、育成・肥育牛	黒毛和種、交雑種、 ホルスタイン種雄、等

※疾病傷害共済は死亡廃用共済と異なる区分となり、補償額は別に選択できます。子牛選択をする場合、出生直後より補償の対象となります。また、子牛選択をしない場合、6月齢の牛より補償の対象になります。

加入パターン	加 入 1	加 入 2	加 入 3
家 畜 区 分	酪農家 (搾乳牛+育成+出生子牛)	肥育農家 (素牛導入による肥育)	繁殖農家 (素牛生産)
乳 用 牛	○	—	—
子 牛 選 択	あり	—	—
肉 用 牛	○※1	○	○
子 牛 選 択	あり	なし	あり
対象外家畜	—	搾乳牛、育成乳牛、 子牛（6月齢未満）	搾乳牛、 育成乳牛

※1 … ホルスタイン種雄、F1、ET は肉用牛の区分

補償期間（責任期間）

1 年間です。

本県では始期統一を行っており、5 月 1 日から責任開始となります。共済掛金等の払込みは、前日までをお願いします。

共済価額

$$\text{共済価額} = 1 \text{ 頭ごとの評価額の合計額}^{\ast 2}$$

1 頭ごとの評価額は家畜市場における取引価格を基礎に、月齢ごとに算出し、期首の月齢で評価します。

※ 2 … 1 頭当たりの評価額は 50 万円が上限です。

共済金額

共済金額は共済責任期間中の病傷事故による診療費の補てんの限度額です。

共済金額は期首に飼養している牛の共済価額を基に算出した病傷共済金支払限度額以下の金額を選択できます。

$$\text{病傷共済金支払限度額} = \text{共済価額} \times \text{病傷共済金支払限度率} \times \text{短期係数}^{\ast 3}$$

※ 3 … 短期係数：共済掛金期間（月数）／12 ヶ月



共済掛金

$$\begin{aligned}\text{共 済 掛 金} &= \text{共済金額（補償額）} \times \text{共済掛金率} \\ \text{農家負担掛金} &= \text{共済掛金} - \text{国庫負担額（50％）}\end{aligned}$$

共済掛金率は、共済目的の種類ごと、加入方式ごと及び組合ごとに定められています。事故による共済金の支払いに応じて掛金率が変動する危険段階別共済掛金率の制度をとっています。

国庫負担額は、共済掛金の 50％です。※国庫負担額には限度があります。

掛金の分納制度があります。また、掛金の納入にあたっては、事務賦課金が加算されます。



危険段階別共済掛金率の制度

掛金は、選択する共済金額（補償額）にかかわらず、過去の共済金の支払実績（病傷事故の発生状況）に応じた金額となります。

共済金額を上げても掛金は増えませんので、最高額での加入をお勧めします。



支払共済金

$$\text{支払共済金} = \text{診療費（初診料を含む）} \times 9 \text{ 割}$$

初診料を含めた診療費の 1 割は自己負担額となります。

※病傷事故診断書の内容が病傷給付基準に適合しない場合、支払共済金が減額されます。また加入者が負担した実診療費の 9 割が支払共済金の限度となります。共済掛金期間中の事故について、共済金額までお支払いします。



加入者が負担した実診療費の確認が必要となります。

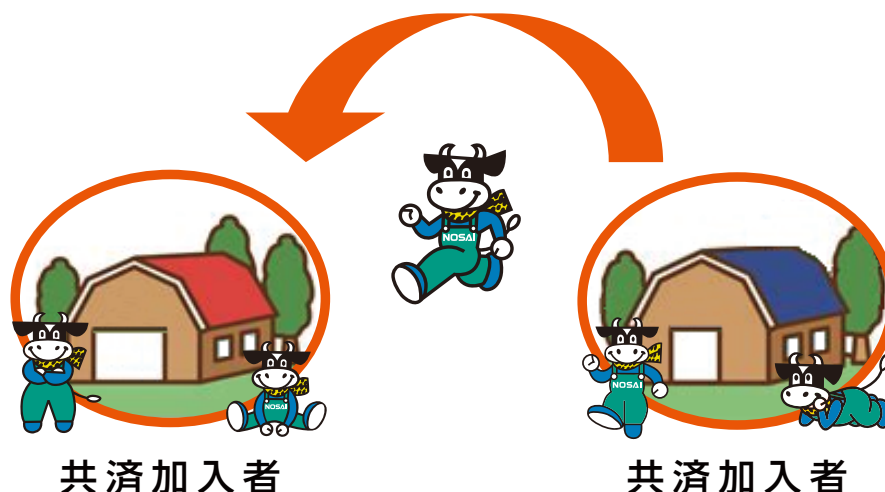
診療の事実が確認できる書類（診療記録等）および領収書等を大切に保管してください。



待期間の取扱い

家畜の導入から2週間は待期間となりますが、共済加入者からの異動により導入された家畜は、待期間中の事故の共済金請求ができます。

※待期間中の事故の共済金の支払いには条件があります。



NOSAI (共済) への通知

●異動通知

牛の異動は、個体識別情報（トレサ）で確認することになります。

異動に伴う共済金額の変更を希望する場合は、NOSAI へ通知する必要があります。

●事故発生通知

共済事故が発生した際は、診療を依頼した獣医師を通じ、速やかに NOSAI へ通知してください。

牛の個体識別情報（トレサ）の届出をお願いします。

牛の異動は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」の**トレサ**により確認します。

農場の飼養状況や牛の個体情報は、牛のトレサにより確認し、飼養状況が確認できない場合は共済金の支払いが出来ない場合があります。

導入や出生により頭数が増えた場合だけでなく、譲渡や死亡した場合も速やかに届出をお願いします。

農家の皆様へのお願い

病気になったときは

- 速やかに獣医師の診療を受けてください。
- 共済金の支払いには、病傷事故診断書の内容について、以下の項目の確認が必要になります。
事故発生時の通知／診療内容の記録（3年保存）／診療費の領収書・振込証の写し／共済金代理受領委任状（本人自署）
- 出生後の子牛等の事故が発生した際、トレサの照会を行いますので、トレーサビリティ情報の届け出を速やかに行ってください。
※トレサ情報で照会が取れない場合共済金の支払いができないことがあります。

損害防止のお願い

農家が日常の飼養管理ですべき必要最低限の損害防止が法律で義務付けられています。必要な管理が出来ない場合は共済金が免責される場合があります。

環境の整備	●滑走防止	●十分な敷料、清潔化	
個体の管理	●早期診療の依頼	●定期的な削蹄	●自家治療の禁止
繁殖の管理	●繁殖台帳の整備	●不受胎診療	
分娩前後の管理	●高齢牛の予防措置	●分娩房の設置	
病畜の看護	●適切な管理看護		
ミルカーの管理	●搾乳衛生		

個人情報の取り扱いについて

加入者様から知り得た個人情報は、農業共済事業における引受・損害評価・損害防止及び加入推進等に利用し、他の目的には使用いたしません。個人情報については厳重に管理し、加入者様からあらかじめ同意をいただいた場合、法令に基づく場合及び利用目的の達成に必要な範囲内において連合会を含む関係機関との共同利用をする場合等を除き、お預かりした個人情報は第三者に提供いたしません。

共済関係の成立に関する留意事項

① 告知義務と通知義務

加入申し込み時には、申し込み内容について事実を正確に記載していただく「告知義務」が生じます。告知義務とは、加入申込書に記載されている内容について事実に相違がないこと、既に事故が生じているものでないこと、または、その事故の原因が生じているものでないこと等を正しく申告していただくことです。また、共済関係成立後に記載された内容に変更があった場合は、遅延なくNOSAIに通知していただく「通知義務」があります。このとき、正しい申告や通知のない場合はこの契約を解除し、共済金をお支払い出来ないことがありますので、記載箇所のご確認をお願いします。

② 重大事由による共済関係の解除

次のことがあった場合には共済関係を解除し、共済金をお支払い出来ないことがあります。

ア. 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合。

イ. 共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとした場合。

ウ. NOSAIが共済加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続が困難となる重大な事由があった場合。

③ 損害防止義務

加入者の皆様には、共済目的について通常の管理や、事故が発生したとき、またはその原因が生じたときには、損害の防止またはその軽減に努める等の損害防止義務があります。損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

④ 解除等における共済掛金等の取扱い

①、②、③の事故が発生した場合、共済掛金等に係る返戻金は発生しませんのでご了承ください。

金融サービス提供法に係る重要事項

農家の皆様へ

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・連合会・国の3段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金等の確実な支払いができる仕組みを取っておりますが、次のような場合には、共済金等の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがありますので、ご了解のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。

- (1) 通常すべき飼養管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合。
- (2) 加入申し込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合。
- (3) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込が遅れた場合。
- (4) 事故発生時に組合への通知を怠り、また、重大な過失等不実の通知をした場合。
- (5) 組合の財務状況によっては、共済金のお支払いする金額が削減することがあります。

※ この重要事項は、加入申込書の提出をもってご了承いただくようお願いいたします。

NOSAI では、共済掛金等の納入は原則、口座振替となっております。口座振替の申し込みは簡単な手続きで、手数料もかかりません。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。



お申し込み・お問い合わせは、お近くの農業共済組合又は各支所等へ

組合名	支所等名	電話番号	組合名	支所等名	電話番号
いばらき広域	本 所	029-350-8815	鹿 行	代 表	0299-90-4000
	水 戸 支 所	029-306-6720	茨 城 県 西	代 表	0296-30-2900
	笠 間 支 所	0296-72-7321		家 畜 課	0296-30-2951
	常陸太田支所	0294-72-6227	茨城県農業共済組合連合会	住 所	水戸市小吹町942番地
	つくば支所	029-839-0160		電話番号	029-215-8881
	家畜診療所	0299-48-0042	NOSAI 茨城家畜診療センター	住 所	水戸市小吹町940番地
				電話番号	029-215-8887

NOSAI茨城ホームページ： <https://www.nosai-ibaraki.or.jp/>

(R7年1月作成)